

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則	一
○ 福島県財務規則の一部を改正する規則	二
○ 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	三
○ 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	三
○ 福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則	四
○ 福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	四
訓 令	四
○ 福島県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令	四
○ 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令	四
告 示	四
○ 会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正する件	五
福島県企業局	五
○ 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	五
規 則	
○ 福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則	
○ 福島県財務規則の一部を改正する規則	
○ 知事の職務を代理する副知事の順序	

を定める規則の一部を改正する規則、福島県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則、福島ロボットテストフィールド条例の施行期日及び福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第二十九号

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

福島県自然の家条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則（平成二十三年福島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「福島県いわき海浜自然の家を除く」を「福島県会津自然の家に限る」に改める。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（総務課）

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（総務課）

福島県規則第三十号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及び入札監理課長」を「（ただし、入札及び契約の制度に係るものにあつては、総務部財務総室入札監理課長）」に改める。

第六十三条第三項中「に当たる」を「又は指定金融機関若しくは指定代理金融機関の休日（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条に規定する休日）に当たり、払込みができない」に改める。

第八十四条第五号中「及び裁判所」を「裁判所」に改め、「又は賠償金」の下に「及び警察官の職務に協力援助したものの災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）に基づく給付」を加える。

第九十条の三第二項中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削る。

第九十二条中「営業時間」を「とところ」に改め、「とし、休日等はこれを取り扱わないもの」を削る。

第九十一条第一項中「当日分の」を削る。

第二百条中「当該領収の日から一取引日を経過した最初の取引日（知事が別に定める収納代理金融機関にあつては、当該領収の日から二取引日を経過した最初の取引日）までに」を「速やかに」に改める。

別表第一中「福島県郡山自然の家」を削る。

別表第二中「福島県ハイテクプラザいわき技術支援センター」を「福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター」

ラザいわき技術支援センター」に改める。
別表第四（その一）の表二十の項中「単価契約による場合」の下に「又は別に定める場合」を加える。

別表第七福島県郡山自然の家の項を削る。
別表第八福島県ハイテクプラザ津若松技術支援センターの項の次に次のように加える。

福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター 所長 物品取扱員
別表第八福島県立小野高等学校平田校の項を削り、同表福島県立浪江高等学校津島校の項の次に次のように加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定及び別表第八の改正規定（福島県ハイテクプラザ津若松技術支援センターの次に次のように加える部分に限る。）は、同年七月一日から施行する。

（入札監理課）

福島県規則第三十一号

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県財務規則の特例に関する規則（昭和三十九年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「厚生センター」を「交流センター」に、「第十九章 自動車ワンストップサービス手数料収入（第八十五条―第八十八条）」を「第十九章 自動車ワンストップサービス手数料収入（第八十五条―第八十八条）」を「第十九章 自動車ワンストップサービス手数料収入（第八十五条―第八十八条）」を「第十九章 自動車ワンストップサービス手数料収入（第八十五条―第八十八条）」に改める。

プサービス手数料収入（第八十五条―第八十八条）
資金貸付金の元利償還金収入（第八十九条―第九十一条）
ファイールドの使用料収入（第九十二条―第九十六条）
（第九十七条・第九十八条）
に改める。

第一条中「福島県太陽の国厚生センター」を「福島県太陽の国交流センター」に、「厚生センター」を「交流センター」に改め、「昭和二十二年政令第十六号」の下に「。以下「施行令」という。」を加え、「並びに自動車ワンストップサービス手数料収入」を「自動車ワンストップサービス手数料収入、福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。）の元利償還金収入（滞納となつて債権に限る。以下同じ。）、福島ロボットテストフィールド（以下「ロボットテストフィールド」という。）の使用料収入並びにポイント移行収入」に改める。

5 この規則において、「母子父子寡婦福祉資金貸付金の元利償還金収入」とは、母子

及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項及び第三十二条第一項の規定による貸付金に係る償還金元金及びび子に係る歳入をいう。

6 この規則において、「ポイント移行収入」とは、地域経済応援ポイント協力企業（自社の発行するポイント、マイレージ等（以下「ポイント等」という。）について、その所有者が希望した場合に自治体ポイント（住民活動の支援や地域経済に寄与するため、自治体が住民に発行するポイントをいう。）に交換して地域で活用しようとする）に協力する企業をいう。以下「協力企業」という。）の発行するポイント等が自治体ポイントに交換された際に協力企業から支払われる精算金に係る歳入をいう。

第七条及び第二十三条中「地方自治法施行令」を「施行令」に改める。
第二十六条中「休日等」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十二条に規定する休日、土曜日又は十二月三十一日（以下「休日等」という。）」に改める。

第二十八条中「地方自治法施行令」を「施行令」に改める。
第八章の章名中「厚生センター」を「交流センター」に改める。
第三十八条の見出し中「厚生センター」を「交流センター」に改め、同条中「地方自治法施行令」を「施行令」に、「厚生センター」を「交流センター」に改める。

第四十二条中「厚生センター」を「交流センター」に改める。
第四十三条中「地方自治法施行令」を「施行令」に改める。
第四十六条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十二条に規定する休日、土曜日又は十二月三十一日（以下「休日等」という。）」を「休日等」に改める。

第五十三条第一項、第六十四条、第六十七条、第七十四条、第七十六条及び第八十条中「地方自治法施行令」を「施行令」に改める。
第八十二条中「地方自治法施行令」を「施行令」に、「第五様式の二」を「第五号様式の二」に改める。

第十九章の次に次の三章を加える。
第二十章 母子父子寡婦福祉資金貸付金の元利償還金収入
（受取証書の発行等）

第八十九条 受託者（施行令第五十八条第一項の規定により、母子父子寡婦福祉資金貸付金の元利償還金収入の収納事務の委託を受けた者をいう。以下この章において同じ。）は、現金を収納したときは、納入者に対し債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成十一年法務省令第四号）第九条に規定する記載事項を記した受取証書を交付しなければならない。ただし、納入者が受託者の指定する金融機関の口座に入金したときは、受取証書を発行しないことができる。

（指定金融機関等への払込み）

第九十条 受託者は、月の末日までに収納した歳入の内容を示す計算書を翌月五日までに収入権者に提出しなければならない。ただし、その日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日までに提出しなければならない。

2 収入権者は、受託者に、前項の規定により提出があつた計算書に基づく歳入に係る母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金納入通知書を送付しなければならない。

3 受託者は、第一項の規定により提出した計算書に基づく歳入を、前項の規定により送付された母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金納入通知書により、翌月二十五日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。この場合において、その日が休日等に当たるときは、これらの日の前日までにこれを払い込まなければならない。
 (指定金融機関等の手続)

第九十一条 指定金融機関等が受託者から母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金納入通知書により現金の納付を受けた場合の手続について、財務規則第九十一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「納入義務者」とあるのは「受託者」と、「領収書(第四十号様式)」とあるのは「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金領収証書」と、「領収済通知書」とあるのは「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金領収済通知書」と、「収納書(第四十号様式)」とあるのは「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金収納書」と読み替えるものとする。

第二十一章 ロボットテストフィールドの使用料収入
 (ロボットテストフィールドの使用料収入の調定)

第九十二条 受託者(施行令第五十八号第一項の規定により、ロボットテストフィールドの使用料の徴収事務の委託を受けたものをいう。以下この章において同じ。)は、ロボットテストフィールドの使用料収入に係る歳入を収入しようとするときは、調定簿(第五号様式の二)により調定しなければならない。
 (納入の通知)

第九十三条 受託者は、前条の規定により調定をしたときは、納入義務者に対し納入通知書(第六号様式に準ずる。)により納入の通知をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により調定をする歳入のうち、即時に収入するものについては、受託者は、口頭又は掲示により、納入の通知をすることができる。
 (領収書の発行)

第九十四条 受託者は、現金又は証券を収納したときは、使用者に対し領収書(第六号様式に準ずる様式又は第八号様式)を交付しなければならない。

(現金等の指定金融機関等への払込み)

第九十五条 受託者は、知事が別に定める日に、その日の前日までに収納した現金又は証券を財務規則第六十三条第一項の現金等納付書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、知事が別に定める日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日にこれを払い込まなければならない。
 (指定金融機関等の手続等についての準用)

第九十六条 第二十七条及び第二十七条の二の規定は、ロボットテストフィールドの使用料収入に係る指定金融機関等の手続及び収入権者の調定について準用する。この場合において、同条中「勤労身障者体育館の使用料」とあるのは、「ロボットテストフィールドの使用料」と読み替えるものとする。

第二十二章 ポイント移行収入
 (納入の通知)

第九十七条 ポイント移行収入にあつては、納付情報(協力企業の発行するポイント等

が自治体ポイントに交換された際に発行される納付情報をいう。)をもつて納入の通知とする。

(領収書の省略)

第九十八条 ポイント移行収入にあつては、領収書は発行しない。
 第五号様式の二中「第82条」の次に、「第92条」を加える。
 第八号様式中「第45条」の次に、「第94条」を加える。

附 則
 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
 (入札監理課)

福島県規則第三十二号
知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十七年福島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。
 本則の表中「富利行」を「井出孝利」に改める。

附 則
 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
 (行政経営課)

福島県規則第三十三号
福島県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

福島県保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十九年福島県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
 第七号様式3の次に次のように加える。

4 旧姓併記の希望の有無 有 (旧姓：) ・無)

第七号様式備考2中「又は戸籍抄本」を「若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(本籍が記載され、かつ、個人番号が記載されていないものに限る。)。ただし、出願後の本籍若しくは氏名を変更する場合又は免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。」に改め、同様式備考中3を5とし、2の次に次のように加える。

3 中長期在留者及び特別永住者にあつては、国籍等、氏名、生年月日及び性別が記載されている住民票の写し(個人番号が記載されていないものに限る。)

4 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し

第八号様式5の次に次のように加える。

6 旧姓併記の希望の有無 有 (旧姓：) ・無)

第八号様式備考1中「抄本」を「戸籍抄本」に改め、同様式備考中2を5とし、1の次に次のように加える。

2 戸籍謄本又は戸籍抄本によつて氏名の変更経過が確認できる場合であつて、免

許証に氏名と旧姓の併記を希望するときは、旧姓併記の希望の有無の欄に旧姓を記入すること。

3 中长期在留者及び特別永住者にあつては、国籍等、氏名及び生年月日が記載されている住民票の写し（個人番号が記載されていないものに限る。）並びに申請の事由を証する書類を添付すること。

4 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類を添付すること。

第十号様式5の次に次のように加える。

6 旧姓併記の希望の有無（旧姓：）・無

第十号様式備考2中「証明書又は本人の申立書」を「調査及び意見書」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 免許証に旧姓が記載されていない場合であつて、再交付申請において新たに旧姓の併記を希望するときは、「免許証書換交付申請」を併せて行うこと。なお、この場合においては、双方の申請書の右側上部余白に「同時申請」と記載すること。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県保健師助産師看護師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第七号様式、第八号様式及び第十号様式による申請書は、改正後の福島県保健師助産師看護師法施行細則第七号様式、第八号様式及び第十号様式による申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県規則第三十四号

福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則

福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号。ただし、第三条第一項第一号及び別表一の表（研究棟の部に限る。）に限る。）の施行期日は、平成三十一年九月一日とする。

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県規則第三十五号

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第九十号。ただし、第三条に限る。）の施行期日は、平成三十一年九月一日とする。

（産業創出課ロボット産業推進室）

訓 令

福島県訓令第六号

福島県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十六日
本庁 堀 雅 雄
出先 機 関

福島県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令

福島県副知事の担任事務に関する規程（平成二十七年福島県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「島利行」を「井出孝利」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県訓令第七号

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十六日
本庁 堀 雅 雄
出先 機 関
労働委員会事務局

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

別表第一中「会津保健所長 衛生研究所長」を「会津保健所長」に、「衛生研究所副所長」を「衛生研究所長」に、「ハイテクプラザ技術支援センター所長」を「ハイテクプラザ技術支援センター所長」に、「ハイテクプラザ会津若松技術支援センター副所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（行政経営課）

告 示

福島県告示第二百六十五号

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件（昭和四十四年福島県告示第三百八十一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年七月一日から施行する。

平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

表中「所在する福島県環境創造センターに所属する准公所の長」の下に、「福島県相双地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長」を加える。

（審査課）

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号ただし書を削る。

第78条中「においては、出納事務を休日及び土曜日を除き毎日午前9時から午後3時までの間取り扱うものとし、休日、土曜日及び12月31日」を「における出納事務の取扱時間は、当該金融機関の定めるところによるものとし、休日、土曜日、12月31日その他当該金融機関に係る銀行法第15条に規定するその他政令で定める日（以下「休日等」という。）」に改める。

第91条第2項中「休日、土曜日又は12月31日」を「休日等」に改める。

別表第4の2の表中 「株式会社東邦銀行 須賀川東支店 須賀川市」を 株

株式会社東邦銀行 須賀川東支店 須賀川市
株式会社東邦銀行 須賀川西支店 須賀川市 に改める。

別表第6備考3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第4の2の表の改正規定は同月3日から、別表第6の改正規定は同年10月1日から施行する。
- 平成31年10月1日前に福島県企業局財務規程第137条第2項の許可を受けた使用のうち、その期間が1月未満であって、かつ、その終了日が同日以降である場合においては、当該使用における使用料の額に係る同規程別表第6の規定の適用については、同

表備考3の規定中「100分の108」とあるのは「100分の110」とする。

(経営・販売課)